

岐阜県公報

目次

告示

保安林に指定する予定である旨の通知
道路の区域変更
道路の供用開始

(治山課) 三二七^{ページ}
(道路維持課) 三二九
(同) 三二九

公示

県営土地改良事業計画の変更に関する市町村等協議に係る
概要等
海津都市計画の図書の縦覧
土地改良区役員の退任及び就任
土地改良区の定款の変更認可
同

(農地計画課) 三二二
(都市政策課) 三二二
(岐阜農林事務所) 三二二
(同) 三二二
(恵那農林事務所) 三三三

告示

岐阜県告示第二百九十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十二年四月二十三日

岐阜県知事 古田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

下呂市乗政字熊倉三七五の一〇・字長尾三七六一の二二一（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、三七五八、三七六一の一四、三七六一の一三四、字栃林三七七三、東上田字サデ八三六の二六（次の図に示す部分に限る。）、八三六の七、八三六の三〇、金山町菅田桐洞字島三二四の一、三二四三の三、三二四三の六、三二四四の一、三二四四の二、金山町戸部字上荒島三九一四、三九一五の一、三九一六、三九一七、三九一八の一、三九一九の一、字下荒島四〇六四（次の図に示す部分に限る。）、四〇六三、四〇六六、馬瀬名丸字横平一六六九の三八、字念仏平一六八一の三

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 主伐は、択伐による。
- 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

次のとおりとする。

〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び恵那市役所に備え置いて縦覧に供する。

岐阜県告示第三百三三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十二年四月二十三日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林の所在場所
 郡上市白鳥町向小駄良字熊ヶ岳一八九二の二、一八九二の八から一八九二の二五まで、一八九二の四〇から一八九二の四四まで、一一二六、一一二七、一一二八の三、字藤路洞一一二二、一一三三の二、八幡町旭字大啼九八六の一八、九八六の二九

二 指定の目的
 土砂の流出の防備

三 指定施業要件

〔一〕立木の伐採の方法

- 1 主伐は、択伐による。
- 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

〔二〕立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
 次のとおりとする。

〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び郡上市役所に備え置いて縦覧に供する。

岐阜県告示第三百三三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十二年四月二十三日から二週間岐阜県土整備部道路維持課及び岐阜県大垣土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十二年四月二十三日

岐阜県知事 古 田 肇

道の種類		路線名		区 間		区域敷地の幅員		延長		備考
岐 阜 線	関ヶ原線	不破郡垂井町梅谷字南之海道四五一番三地从先	同 郡 同 町 同 字 川 原一〇二番三地从先	後	前	別 前 後 更 更 員	（メー ト	（メー ト	（メー ト	
		二〇・九六	二〇・三三	二九〇	二九〇					

岐阜県告示第三百四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十二年四月二十三日から二週間岐阜県土整備部道路維持課及び岐阜県大垣土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十二年四月二十三日

岐阜県知事 古 田 肇

道の種類		路線名		区 間		延長		供用開始の期日		備考
岐 阜 線	関ヶ原線	不破郡垂井町梅谷字野瀬一〇六四番地先		後	前	（メー ト	（メー ト			
		五五〇		三三・四五	三三・四五					

同郡同町同字川原一〇三〇番一地先まで

岐阜県告示第三百五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十二年四月二十三日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県大垣土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十二年四月二十三日

岐阜県知事 古田 肇

道路の種類	路線名	区間	延長（メートル）	供用開始の期日	備考（区域の又は他の告示の日）
県道	岐阜県関ヶ原線	不破郡垂井町梅谷字金地一〇〇五番四三四地先から同郡同町同字野瀬一〇六四番地先まで	一・八四六・〇	平成三三・四・五	平成一六・〇・五

岐阜県告示第三百六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十二年四月二十三日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県揖斐土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十二年四月二十三日

岐阜県知事 古田 肇

道路の種類	路線名	区間	延長（メートル）	供用開始の期日	備考（区域の又は他の告示の日）
県道	岐阜県関ヶ原線	揖斐郡池田町片山字市場一九五六番一地先から同郡同町同字同一九六番地先まで 揖斐郡池田町片山字市場一九八五番一地先から同郡同町同字金地谷三四二番一地先まで	二七五	平成三三・四・五	平成一五・七・八 平成一六・一・六

岐阜県告示第三百七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十二年四月二十三日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県美濃土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十二年四月二十三日

岐阜県知事 古田 肇

道路の種類	路線名	区間	延長（メートル）	供用開始の期日	備考（区域の又は他の告示の日）
国道	二百四十八号	関市栄町三丁目三〇番地先から同市同先まで 一一二番地	二五〇	平成三三・四・三	平成三三・二・九 重号四一三二九 用と百般二二九 部一十国二九 部八道

岐阜県告示第三百八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十二年四月二十三日から一週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県美濃土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十二年四月二十三日

岐阜県知事 古田 肇

道路の種類	美濃線	区間	延長（メートル）	供用開始の期日	備考（区域又は他の告示の年月日）
美濃線	関市緑町二丁目一三三番地 先から 同市栄町三丁目一〇八番地 先まで	四・〇	平成 三三・四・三三	平成 三三・三・二九	

公 示

県営土地改良事業計画の変更に関する市町村等協議に係る概要等

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条の三第四項の規定により次の県営土地改良事業計画の変更についてその概要等を揖斐川町長と協議したいので、同条第六項において読み替えて準用する同法第八十七条の二第八項の規定により公示し、事業計画の変更についてその概要等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十二年四月二十三日

岐阜県知事 古田 肇

施行に係る地区名	縦覧場所	縦覧期間
谷汲地区	揖斐川町役場	平成二二・四・二三から 五・二七まで

海津都市計画の図書の縦覧

都市計画法（昭和四十二年法律第百号）第二十一条第三項の規定において準用する同法第二十条第一項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同法第二十一条第一項の規定において準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成二十二年四月二十三日

岐阜県知事 古田 肇

- 一 都市計画の種類及び名称
海津都市計画火葬場の変更
1号 海津市斎苑天昇苑
- 二 縦覧場所
岐阜県都市建築部都市政策課及び海津市建設部都市計画課

土地改良区役員の退任及び就任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任及び就任した旨の届出があつたので、同条第十七項の規定により公示する。

平成二十二年四月二十三日

岐阜県知事 古田 肇

退任した役員	就任した役員
土地改良区名	土地改良区名
年月日	年月日
役名	役名
氏名	氏名
住所	住所
退任者	就任者
菱野川土地改良区 平成三三・三・三一	菱野川土地改良区 平成三三・三・三一
	監事 大平 廣行 安八郡安八町西結 五一八番地

就任した役員

土地改良区	平成	役員氏名	住所
菱野川土地改良区	三三・三三・二九	監事 大平利雄	安八郡安八町西結 五二六番地

土地改良区役員の退任及び就任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任及び就任した旨の届出があったので、同条第十七項の規定により公示する。

平成二十二年四月二十三日

岐阜県知事 古田 肇

退任した役員

土地改良区	年月日	役員氏名	住所
金谷井水土地改良区	平成 三三・三三・三三	理事 藤井肇	岐阜市上西郷 二七二番地
同	同	同 棚橋正晃	同 一〇九六番地
同	同	同 藤井良爾	同 六丁目三三番地二
同	同	同 西垣一男	同 四丁目二六番地
同	同	同 牧野秀夫	同 三八七番地
同	同	同 福地亨	岐阜市下西郷 七六五番地一
同	同	同 杉山貞雄	同 一四九番地
同	同	同 遠山勉	岐阜市上西郷 七九五番地二
同	同	同 高橋恵二	同 四丁目二〇番地
同	同	同 福地清武	同 三丁目八六番地

就任した役員

土地改良区	年月日	役員氏名	住所
金谷井水土地改良区	平成 三三・四二	理事 藤井光雄	岐阜市上西郷 四丁目五四番地
同	同	同 早川博	同 八〇九番地一
同	同	同 村瀬隆司	岐阜市中西郷 九七番地一
同	同	同 竹内哲美	同 七丁目五九番地
同	同	同 高橋昇	同 四一四番地
同	同	同 福地亨	岐阜市下西郷 七六五番地一
同	同	同 福地高昌	同 三丁目二六番地
同	同	同 吉田敏之	岐阜市上西郷 四一〇番地一
同	同	同 青木俊治	同 中西郷 六丁目二〇二番地
同	同	同 川島武夫	同 下西郷 一九〇番地

土地改良区の定款の変更認可

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を認可したので、同条第三項の規定により公示する。

平成二十二年四月二十三日

岐阜県知事 古田 肇

土地改良区名	認可年月日
真桑井水土地改良区	平成三三・四・一

土地改良区の定款の変更認可

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を認可したので、同条第三項の規定により公示する。

平成二十二年四月二十三日

岐阜県知事 古 田 肇

土 地 改 良 区 名	真 桑 方 井 水 土 地 改 良 区
認 可 年 月 日	平 成 二 一 四 一

土地改良区の定款の変更認可

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を認可したので、同条第三項の規定により公示する。

平成二十二年四月二十三日

岐阜県知事 古 田 肇

土 地 改 良 区 名	政 田 井 水 土 地 改 良 区
認 可 年 月 日	平 成 二 一 四 一

土地改良区の定款の変更認可

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を認可したので、同条第三項の規定により公示する。

平成二十二年四月二十三日

岐阜県知事 古 田 肇

土 地 改 良 区 名	菱 野 川 土 地 改 良 区
認 可 年 月 日	平 成 二 一 四 一

土地改良区の定款の変更認可

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を認可したので、同条第三項の規定により公示する。

平成二十二年四月二十三日

岐阜県知事 古 田 肇

土 地 改 良 区 名	岐 阜 市 出 屋 敷 土 地 改 良 区
認 可 年 月 日	平 成 二 一 四 一

土地改良区の定款の変更認可

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を認可したので、同条第三項の規定により公示する。

平成二十二年四月二十三日

岐阜県知事 古 田 肇

土 地 改 良 区 名	恵 那 市 美 濃 東 部 土 地 改 良 区
認 可 年 月 日	平 成 二 一 四 八

平成二十二年四月二十三日発行

発行者

岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐阜県庁

編集

各務原市テクノプラザ
ビー・アール・テクノセンター